R5 野田中央高校生活心得について(趣旨や背景を含む)

校訓である「自律・理知・情熱」の精神のもと、高い規範意識を持ち、何事にも意欲的に取り組む人間を育成するために、本校では次の生徒心得を定めています。この生徒心得については、社会の変化に応じて、教育目標の実現に向けて、学校評価アンケート等で現れた保護者・生徒の意見を検討しながら策定してまいりました。

1 頭髪 【野田中央高等学校の生徒としての自覚、品位を保って行動する。】

- (1) 染色, 脱色は禁止。違反した場合は「黒染め」を繰り返し行う。場合によっては切ってもらう。
- (2) パーマ,つけ毛(エクステ),奇抜な髪型等(モヒカン,ライン、極度な刈り上げなど)は禁止。すぐに直してもらう。

2 服装 【服装については野田中央高等学校の伝統を踏まえたデザインであり、野田中央高等学校の生徒としての自覚、品位を保って行動する。】

- (1) 冬季(10月~5月)
 - アブレザー・・・登下校は必ず着用。校内では着脱自由。ただし、集会・式典時は必ず着用。
 - イスラックス・・・女子のスラックスを数年前から導入。必要な人は制服を買ったお店へ。
 - ウスカート・・・・折らない、切らない。切った場合は「預かり指導」。買い直し。
 - エ ネクタイ ・・・第1ボタンの位置まで上げる。女子がスラックスを選択した場合はネクタイ可。
 - オ リボン ・・・第1ボタンの位置まで上げる。ゴムを伸ばしてだらしなくつけたりしない。
 - カーディガン・・・学校指定のもの。着用は任意。指定以外のものは「預かり指導」。
 - キ ベスト ・・・カーディガンと同様。
 - ク コート類 ・・・黒、紺、白、グレーで標準的なもの。その時期になったら詳細を掲示。
- (2) 夏季 (6月~9月)
 - ア スラックス ・・・夏服あり。暑いからと言って裾をまくり上げたりしない。
 - イ スカート・・・冬季と同様。
 - ウ ネクタイ ・・・夏季は着脱自由。
 - エ リボン ・・・ネクタイと同様。
 - エカーディガン・・・学校指定のもの。着用は任意。夏季は登下校時の着用も可。腰に巻く行為は禁止。
 - オ ベスト ・・・カーディガンと同様
- (3) その他
 - ア Yシャツ・・・白・無地で標準的なもの。指定のものはない。長袖・半袖どちらも可。シャツは出さない。第2ボタンまでは必ず閉める。式典・集会・考査時等は第1ボタンまで閉める。
 - イ 靴下 ・・・ 華美でないもの。ストッキング可(黒・肌色のみ)。ニーハイソックスやルーズソックス, 飾り付きソックス, カラフルなものは禁止。
 - ウベルト・・・黒、茶、華美でないもの。女子は禁止、「預かり指導」。スカートは調整可能。
 - エ 靴 ・・・通学靴は革靴、運動靴。上履き、体育館履きは指定のもの。上履きのかかとを踏まない。 かかとを踏んで破損した場合や落書きがあった場合は買い直し。
 - オーカバン・・・特に指定のものはない。標準的なもので、口の閉まるものを用意。
 - カ 装飾品 ・・・ピアス・ネックレス・ブレスレット・指輪等の装飾品は禁止。「預かり指導」。ピアスに関しては、穴をあけることも禁止。
 - キ 化粧 ・・・化粧は禁止。その場で落とす。色つきリップ、カラコン、マニキュア等も禁止。
- ※「預かり指導」とは、違反品を学校で預かること。預かり品は、原則卒業まで返却しない。

(4) 衣替え

6月1日,10月1日を衣替えとし,5月1日~6月14日,9月24日~10月31日までを移行期間とする。移行期間は夏服,冬服どちらでも可。カーディガン,ベストでの登下校,校内活動は可。

3 登校について 【基本的生活習慣を定着させ、安心安全を確保し登校する】

8:40の始業のチャイムが鳴り終わるまでに教室にいなければ遅刻。やむを得ず遅刻をしてしまった場合には、必ず職員室に寄り、「入室許可証」に必要事項を記入し、職員室にいる先生のチェックを受ける。その後教室へ行き、授業担当者に提出する。

電車通学の生徒へ・・・電車の遅延で遅刻した場合は必ず「遅延証明書」をもらう。遅延証明書を提示すれば遅刻にはならない。「遅延証明書」がない場合は遅刻。ただし、2~3分程度の遅延では駅でも遅延証明書を発行しない。そのため、時間に余裕をもって登校すること。遅くとも8時15分頃には七光台駅に着く電車に乗る。

自転車通学の生徒へ・・・通学用の自転車(本校までの乗り入れ)には必ず見える場所にステッカーを貼る。自転車を買い換えた際は新たなステッカーを発行するので担任の先生に申し出る。1枚100円。傘さし運転は禁止。必ずカッパを購入する。イヤホンや二人乗りも当然禁止。自転車通学時のヘルメットの着用を推奨する。

【交通ルールを守ることで自分自身の尊い生命を守り、第三者への被害も防ぐ】

4 携帯電話について 【ルールを守って使用し、スマホを巡るトラブルを防ぐ】

校内への持ち込みは可。ただし、次のルールを守ること。

- ・授業中(HRも含む)の使用は禁止。電源を切るかマナーモードにし、カバンやポケットにしまう。机の上や 机の中に置いていたり、首にぶら下げたりしていた場合は「使用」とみなし、その場で預かる。
- ・式典・集会等は持ち込み禁止。貴重品同様、ロッカーで管理。
- ・歩きスマホ禁止。
- ・SNS 等での個人情報法の書き込みや、他人を誹謗中傷するような内容の書き込みは特別指導の対象となる。
- ・考査時は必ず電源を切り、カバンに入れて廊下に出す。ポケットや机に入っていた場合だけでなく、廊下で着 信音や振動音が鳴った場合にも特別指導の対象となる。

5 貴重品の管理について 【貴重品を管理する習慣の徹底と不要な事故等を防止】

1人1個ロッカーが用意されている。貴重品はロッカーに入れて鍵をかけ、個人の責任で管理する。鍵は入学後に配布。鍵をなくした場合は新たに個人で購入する。(ナンバリングのものが好ましい)鍵は3年間使用する。

6 アルバイトについて 【生徒の本分である勉学に集中させる】

平常時は原則禁止。長期休業中は届出制。許可する条件としては、家庭の経済的事情により必要と認められる場合のみ。赤点保有者(考査、成績)には原則、許可しない。許可された場合でも生徒手帳に記載されている条件を守ること。無断アルバイトや学校生活に支障をきたした場合は特別指導の対象となり、アルバイトをやめさせることもある。なお、1年生は学校に慣れるため、原則として1学期は許可しない。

7 運転免許について 【生徒の尊い生命を守り、第三者への被害も防ぐ】

自動二輪(含む原付)の免許取得は3年間認めない。自動車に関しては3年2学期中間考査以降,条件を満たした場合のみ許可する。自動車免許取得の詳細に関しては,その時期が来たら再度説明する。

8 特別指導について

【状況に応じて、その生徒にあった指導を行い、野田中央高等学校の生徒としての自覚、品位を保って行動する】

重大な規則違反(無断免許取得,暴力,喧嘩、いじめ、考査時の不正行為など),法令違反(飲酒、喫煙、窃盗、薬物など),SNSによる誹謗中傷などがあった場合,特別な指導を行う。特別な指導には校長説諭や謹慎といった指導がある。特別指導は必ず保護者立ち会いのもとでの指導となる。

ルールを守って、安全で楽しい学校生活を送りましょう。